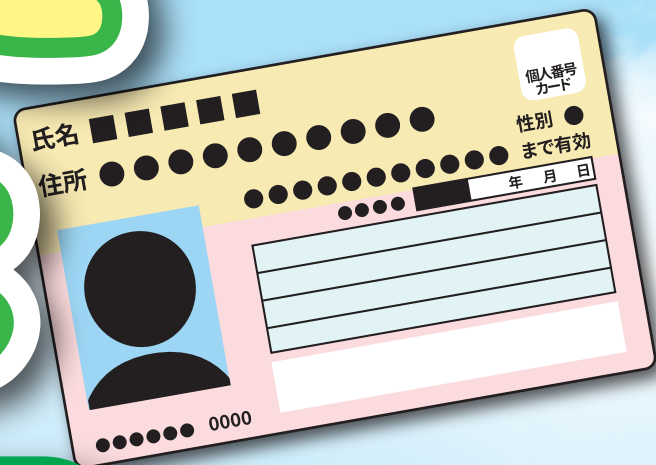


医療機関等を 受診の際は マイナ保険証を ご使用ください。



マイナ保険証をお持ちでない方は
令和8年8月1日より

国保健康保険

に加入しているみなさんは

空色

対象となる方

- ・自営業の方、農業・漁業に携わる方
- ・職場の健康保険に加入していない方など



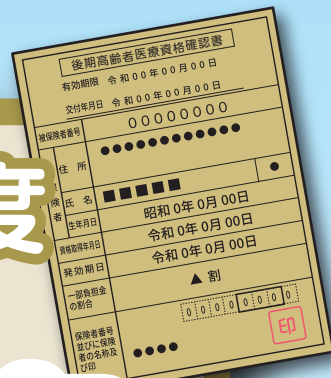
後期高齢者医療制度

に加入しているみなさんは

ベージュ色

対象となる方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方



の資格確認書をご利用ください

- 保険医療機関・保険薬局にかかる場合は、窓口へマイナ保険証または資格確認書を提示しましょう。
- 国民健康保険の資格確認書は名刺サイズ、後期高齢者医療制度の資格確認書はハガキよりやや小さめのサイズで交付されます。
- 交通事故などの第三者の行為により負傷し、マイナ保険証又は資格確認書により受診される場合には、必ず事前に医療機関・薬局の窓口及び市町村・国民健康保険組合の担当窓口へ届け出てください。
- 国民健康保険への加入または喪失の際は従来通り市町村窓口にて手続きが必要です。

